

令和2年6月26日

福知山市議会議長 芦田 眞弘 様

産業建設委員会委員長 吉見 純男

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第18号 訴えの提起（上訴及び裁判上の和解を含む。）について

2 審査の概要

6月26日に委員会を開催し、産業政策部及び建設交通部から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、「水害リスクの説明について判決結果に対する市の考え方」を問う質疑があり、「平成22年当時はハザードマップを全戸配布するなかで情報提供を行い分譲地の販売を行った。そうした考え方が今回の判決で認められなかった。判決について、福知山市として受け入れがたい点がある。控訴内容の解釈については、今回の控訴審に向けて、弁護士と調整をしている段階である」との答弁がありました。続いて、「販売当時において土地の販売に際して必ず説明しなければならない事項はあったのか」を問う質疑があり、「重要事項説明書による説明の義務はあるが、現在に至るまで、浸水被害に関する事項については記載義務がないという状況である」との答弁がありました。

次に、討論を行いました

反対討論

福知山市は、危険性を示すハザードマップを配布してきたと主張しているが、配布しただけでは、住民に危険性は十分に伝わらないと考える。市民の側からすれば、住民の生命や財産を守る自治体が、浸水のおそれのある宅地を積極的に販売をす

ることではないと、信頼するのは当然と考える。国も昨年9月、業界団体に対して、不動産の取引時には、ハザードマップを活用して、浸水リスクを説明するように依頼している。また、早ければ、来月にも宅地建物取引業法を改正し、水害リスクをもとにした情報提供の義務付けがされる見通しである。

今、福知山市に求められているのは、「福知山市は治水対策をして、住みやすい地域にしてほしい」という住民の願いに応えることであり、控訴すべきではないと考え、反対の討論とする。

賛成討論

民事訴訟における利害関係について、議会がどこまで関与できるのかという課題がある。一審判決内容について整理すべき点もあり、さらに上級審で審理を行うべきであると考え、賛成討論とする。

3 審査結果

- ・議第18号 賛成多数で原案可決